



贈収賄の刑事処罰基準に関する新司法解釈と、予備罪による処罰の最新動向 執筆者:野村高志

はじめに

中国国内の「反腐敗」運動による汚職・贈収賄の摘発・処罰が厳しく進められるなか、本年4月18日に、「汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」¹(以下、「本司法解釈」といいます)が公布され、同日から施行されています。本司法解釈は、汚職、贈収賄、横領等の罪の認定に関する金額基準等を定めたもので、実務へも多大な影響があると予想されます。

特に、贈収賄の罪に関しては、以前より施行されている司法解釈や規定(「贈賄刑事事件の処理における具体的法律適用の若干問題に関する解釈」²(以下、「2012年解釈」といいます)、「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定(二)」³(以下、「2010年規定」といいます)、「人民検察院が直接受理し、立件捜査する事件の立件基準に関する規定(試行)」⁴(以下、「1999年規定」といいます)等)で示されている金額基準を引き上げたり具体化する等の改訂内容が含まれており注目されます。

今回は、本司法解釈の要点を紹介するとともに、併せて、贈賄行為の予備罪による処罰についての最近の実務動向を解説します。

¹ 法釈[2016]9号、最高人民法院、最高人民検察院が2016年4月18日に公布、同日より施行。

² 法釈[2012]22号、最高人民法院、最高人民検察院が2012年12月26日に公布、2013年1月1日より施行。

³ 公通字[2010]23号、最高人民検察院、公安部が2010年5月7日に公布、同日より施行。

⁴ 高検発釈字1999-2号、最高人民検察院が1999年9月16日に公布、同日より施行。

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2016年6月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

1 本司法解釈の内容

(1) 本司法解釈の概要

本司法解釈は全 20 条からなり、その内容は、(1)刑法上の汚職・贈収賄罪の認定・量刑における金額基準を示す規定(1 条～3 条、5 条～11 条)、(2)金額基準以外の解釈・認定基準を示す規定(4 条、12 条～14 条)、(3)その他の規定(複数の犯罪行為の処罰(15 条、17 条)、量刑事情(16 条)、違法所得の没収・返還(18 条)、罰金・没収の併科(19 条)等)に分けられます。また、「最高人民法院、最高人民検察院が従前公布した司法解釈と本解釈とが一致していない場合、本解釈を基準とする。」と規定されており(20 条)、従前の司法解釈に優先して適用されます。

上記(1)の対象となる刑法上の罪には、汚職罪(382 条、383 条)、公金横領罪(384 条)、公務員の収賄罪(385 条、386 条)、公務員に対する贈賄罪(389 条、390 条)、公務員の影響力の利用による収賄罪(388 条の 1)、公務員への影響力を有する者に対する贈賄罪(390 条の 1)、非公務員の収賄罪(163 条)、非公務員に対する贈賄罪(164 条)、業務上横領罪(271 条)、資金流用罪(272 条)があります。以下では、主に贈収賄の罪に関連する規定の内容を紹介します。

(2) 贈収賄に関する金額基準の規定内容

(i) 公務員の収賄罪(刑法 385 条、同 386 条)

収賄罪の科刑については 3 段階に分けて規定されており、①収賄の「金額が比較的大きい場合」又は「その他の比較的重い情状がある場合」は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金が併科されます。②「金額が巨額の場合」又は「その他の重い情状がある場合」は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑に処し、罰金又は財産没収が併科されます。③「金額が特に巨額の場合」又は「その他の特に重い情状がある場合」は、10 年以上の有期徒刑に処し、罰金又は財産没収が併科され、金額が特に巨額で、国民及び人民の利益に特に重大な損害をもたらした場合は、無期徒刑又は死刑に処し、財産没収が併科されます(刑法 385 条、同 386 条(同 383 条を準用))。

本司法解釈では、上記①～③の認定・量刑における金額基準について定めています(①につき 1 条、②につき 2 条、③につき 3 条)。

① 収賄の「金額が比較的大きい場合」又は「その他の比較的重い情状がある場合」

(ア) 収賄金額が 3 万元以上 20 万元未満である場合は「金額が比較的大きい場合」と認定されます。

(イ) 収賄金額が 1 万元以上 3 万元未満であっても、以下の事由のいずれかに該当する場合は、「その他の比較的重い情状がある場合」と認定されます。

- 1) 汚職、収賄、公金横領により党紀、行政処分を受けたことがある場合
- 2) 故意による犯罪により刑事責任の追及を受けたことがある場合
- 3) 不正に得た金品を不法活動に用いた場合
- 4) 不正に得た金品の行方に関する供述を拒み、又は取戻しへの協力を拒み、取り戻すことができない場合
- 5) 悪い影響又はその他の重大な結果をもたらした場合
- 6) 複数回にわたり賄賂を要求した場合
- 7) 他人のために不正な利益を図り、公共財産、国及び国民の利益に損失を与えた場合
- 8) 他人のために職務上の抜擢、調整を図った場合

② 「金額が巨額の場合」又は「その他の重い情状がある場合」

(ア) 収賄金額が 20 万元以上 300 万元未満である場合は「金額が巨額の場合」と認定されます。

(イ) 収賄金額が 10 万元以上 20 万元未満であっても、上記①の 1)号から 8)号の事由のいずれかに該当する場合は、「その他の重い情状がある場合」と認定されます。

③ 「金額が特に巨額の場合」又は「その他の特に重い情状がある場合」

(ア) 収賄金額が 300 万元以上である場合は「金額が特に巨額の場合」と認定されます。

(イ) 収賄金額が 150 万元以上 300 万元未満であっても、上記①の 1)号から 8)号の事由のいずれかに該当する場合は、

「その他の特に重い情状がある場合」と認定されます。

(ii) 公務員に対する贈賄罪(刑法 389 条、同 390 条)

贈賄罪の科刑については 3 段階に分けて規定されており、①通常の場合は、5 年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金が併科されます。②「情状が重い場合」又は「国の利益に重大な損害をもたらした場合」は、5 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金が併科されます。③「情状が特に重い場合」又は「国の利益に特に重大な損害をもたらした場合」は、10 年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金が併科されます(刑法 389 条、同 390 条)。

本司法解釈では、以下の通り、上記各場合の認定に関する金額基準が示されています(①につき 7 条、②につき 8 条、③につき 9 条)。

① 通常の贈賄の場合

- (ア) 贈賄の金額が 3 万元以上であれば、刑法 390 条の規定に従い贈賄罪により刑事責任を追及するとされています。
- (イ) 贈賄の金額が 1 万元以上 3 万元未満であっても、以下の事由のいずれかに該当する場合は、刑法 390 条の規定に従い贈賄罪により刑事責任を追及するとされています。
 - 1) 3 人以上に対して贈賄を行った場合
 - 2) 違法所得を贈賄に用いた場合
 - 3) 贈賄を通じて職務上の抜擢、調整を図った場合
 - 4) 食品、薬品、安全生産、環境保護等の監督管理職責を負う国の職員に対して贈賄を行い、不法活動を実施した場合
 - 5) 司法職員に対して贈賄を行い、司法の公正に影響を与えた場合
 - 6) もたらした経済的損失額が 50 万元以上 100 万元未満である場合

② 「情状が重い場合」又は「国の利益に重大な損害をもたらした場合」

- (ア) 贈賄を行い、以下の事由のいずれかに該当する場合は、「情状が重い」と認定されます。
 - 1) 贈賄金額が 100 万元以上 500 万元未満である場合
 - 2) 贈賄金額が 50 万元以上 100 万元未満であり、かつ、上記①の 1)号から 5)号の事由のいずれかに該当する場合
 - 3) その他、情状が重い場合
- (イ) 贈賄を行い、金額 100 万元以上 500 万元未満の経済的損失をもたらした場合は、「国の利益に重大な損害をもたらした場合」と認定されます。

③ 「情状が特に重い場合」又は「国の利益に特に重大な損害をもたらした場合」

- (ア) 贈賄を行い、以下の事由のいずれかに該当する場合は、「情状が特に重い」と認定されます。
 - 1) 贈賄金額が 500 万元以上である場合
 - 2) 贈賄金額が 250 万元以上 500 万元未満であり、かつ、上記①の 1)号から 5)号の事由のいずれかに該当する場合
 - 3) その他、情状が特に重い場合
- (イ) 贈賄を行い、金額 500 万元以上の経済的損失をもたらした場合は、「国の利益に特に重大な損害をもたらした場合」と認定されます。

(iii) 公務員の影響力の利用による収賄罪(刑法 388 条の 1)

本条は、公務員の近親者又は密接な関係にある者が、当該公務員の職務上の行為、職権や地位による便宜を利用して、請託者のため不正な利益を図る場合の罪です。その科刑については 3 段階に分けて規定されており、①収賄の「金額が比較的大きい場合」又は「その他の比較的重い情状がある場合」は、3 年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金が併科されます。②「金額が巨額の場合」又は「その他の重い情状がある場合」は、3 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、罰金が併科されます。③「金額が特に巨額の場合」又は「その他の特に重い情状がある場合」は、7 年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産没収が併科されます(刑法 388 条の 1)。

本司法解釈では、その認定・量刑基準について、本司法解釈中の収賄罪に関する規定を参照すると規定されており(10 条 1

項)、①につき1条、②につき2条、③につき3条の規定を各準用し、以下の通りに処理するものと解されます。

- ① 「金額が比較的大きい場合」又は「その他の比較的重い情状がある場合」
- (ア) 収賄金額が3万元以上20万元未満である場合は「金額が比較的大きい場合」と認定されます。
- (イ) 収賄金額が1万元以上3万元未満であっても、以下の事由のいずれかに該当する場合は、「その他の比較的重い情状がある場合」と認定されます。
- 1) 汚職、収賄、公金横領により党紀、行政処分を受けたことがある場合
 - 2) 故意による犯罪により刑事責任の追及を受けたことがある場合
 - 3) 不正に得た金品を不法活動に用いた場合
 - 4) 不正に得た金品の行方に関する供述を拒み、又は取戻しへの協力を拒み、取り戻すことができない場合
 - 5) 悪い影響又はその他の重大な結果をもたらした場合
 - 6) 複数回にわたり賄賂を要求した場合
 - 7) 他人のために不正な利益を図り、公共財産、国及び国民の利益に損失を与えた場合
 - 8) 他人のために職務上の抜擢、調整を図った場合
- ② 「金額が巨額の場合」又は「その他の重い情状がある場合」
- (ア) 収賄金額が20万元以上300万元未満である場合は「金額が巨額の場合」と認定されます。
- (イ) 収賄金額が10万元以上20万元未満であっても、上記①の1)号から8)号の事由のいずれかに該当する場合は、「その他の重い情状がある場合」と認定されます。
- ③ 「金額が特に巨額の場合」又は「その他の特に重い情状がある場合」
- (ア) 収賄金額が300万元以上である場合は「金額が特に巨額の場合」と認定されます。
- (イ) 収賄金額が150万元以上300万元未満であっても、上記①の1)号から8)号の事由のいずれかに該当する場合は、「その他の特に重い情状がある場合」と認定されます。

(iv) 公務員への影響力を有する者に対する贈賄罪(刑法390条の1)

本条は、公務員の近親者もしくは密接な関係にある者、又は退職した公務員等に対して贈賄する場合の罪です。その科刑については3段階に分けて規定されており、①通常の場合は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金が併科されます。②「情状が重い場合」又は「国の利益に重大な損害をもたらした場合」は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金が併科されます。③「情状が特に重い場合」又は「国の利益に特に重大な損害をもたらした場合」は、7年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金が併科されます(刑法390条の1第1項)。④また、企業等の組織(原文では「単位」)がこの罪を犯した場合、企業等に罰金を科し、直接に責任を負う主管者その他の直接の責任者は3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金が併科されます(刑法390条の1第2項)。

本司法解釈では、その認定・量刑基準について、本司法解釈中の贈賄罪に関する規定を参照すると規定されており(10条2項)、①につき7条、②につき8条、③につき9条の規定を各準用して以下の通り処理するものと解されます。なお、④については、企業等がかかる者に対して20万元以上の贈賄を行った場合、刑法390条の1に従って刑事責任を追及するとの金額基準が示されています(10条3項)。

- ① 通常の贈賄の場合
- (ア) 贈賄の金額が3万元以上であれば、本条に従い刑事責任を追及するとされています。
- (イ) 贈賄の金額が1万元以上3万元未満であっても、以下の事由のいずれかに該当する場合は、本条に従い刑事責任を追及するとされています。
- 1) 3人以上に対して贈賄を行った場合
 - 2) 違法所得を贈賄に用いた場合
 - 3) 贈賄を通じて職務上の抜擢、調整を図った場合
 - 4) 食品、薬品、安全生産、環境保護等の監督管理職責を負う国の職員に対して贈賄を行い、不法活動を実施した場合
 - 5) 司法職員に対して贈賄を行い、司法の公正に影響を与えた場合

6) もたらした経済的損失額が 50 万元以上 100 万元未満である場合

② 「情状が重い場合」又は「国の利益に重大な損害をもたらした場合」

(ア) 贈賄を行い、以下の事由のいずれかに該当する場合は、「情状が重い」と認定されます。

- 1) 贈賄金額が 100 万元以上 500 万元未満である場合
- 2) 贈賄金額が 50 万元以上 100 万元未満であり、かつ、上記①の 1)号から 5)号の事由のいずれかに該当する場合
- 3) その他、情状が重い場合

(イ) 贈賄を行い、金額 100 万元以上 500 万元未満の経済的損失をもたらした場合は、「国の利益に重大な損害をもたらした場合」と認定されます。

③ 「情状が特に重い場合」又は「国の利益に特に重大な損害をもたらした場合」

(ア) 贈賄を行い、以下の事由のいずれかに該当する場合は、「情状が特に重い」と認定されます。

- 1) 贈賄金額が 500 万元以上である場合
- 2) 贈賄金額が 250 万元以上 500 万元未満であり、かつ、上記①の 1)号から 5)号の事由のいずれかに該当する場合
- 3) その他、情状が特に重い場合

(イ) 贈賄を行い、金額 500 万元以上の経済的損失をもたらした場合は、「国の利益に特に重大な損害をもたらした場合」と認定されます。

(v) 非公務員の収賄罪(刑法 163 条)

刑法 163 条は非公務員による収賄罪を規定しています(民間同士で成立する、いわゆる「商業賄賂」)。科刑については 2 段階に分けて規定されており、①収賄の「金額が比較的大きい場合」は、5 年以下の有期懲役又は拘役に処されます。②「金額が巨額の場合」は、5 年以上の有期懲役に処し、財産没収を併科できるとされています。

本司法解釈では、上記の①「金額が比較的大きい場合」②「金額が巨額の場合」の金額の起算点について、本司法解釈の収賄罪に対応する金額基準規定の 2 倍としており(11 条 1 項)、それぞれ①6 万元以上、②40 万元以上となります。

(vi) 非公務員に対する贈賄罪(刑法 164 条)

刑法 164 条 1 項は非公務員に対する贈賄罪を規定しています。科刑については 2 段階に分けて規定されており、①収賄の「金額が比較的大きい場合」は、3 年以下の有期懲役又は拘役に処されます。②「金額が巨額の場合」は、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科します。

本司法解釈では、上記の①「金額が比較的大きい場合」、②「金額が巨額の場合」の金額の起算点について、本司法解釈 7 条、8 条 1 項の贈賄罪に関する金額基準規定の 2 倍としており(11 条 3 項)、それぞれ①6 万元以上、②200 万元以上となります。

(3) 金額基準のまとめ

本司法解釈の贈収賄の罪に関する金額基準を以下の通り表に整理します。

刑法の罪名(条文)	科刑の段階分け	犯罪認定の金額基準(注記のない限り、贈収賄の金額)	金額に一定の加重事由が加わる認定基準
公務員の収賄罪 (385 条、386 条、 383 条)	収賄金額が比較的大きい	3 万元以上 20 万元未満	1 万元以上 3 万元未満
	収賄金額が巨額	20 万元以上 300 万元未満	10 万元以上 20 万元未満
	収賄金額が特に巨額	300 万元以上	150 万元以上 300 万元未満

公務員に対する贈賄罪(389条、390条)	(通常の場合)	3万元以上	1万元以上3万元未満
	情状が重い	100万元以上500万元未満	50万元以上100万元未満
	国の利益に重大な損害をもたらす	100万元以上500万元未満(経済に損失をもたらす額)	規定なし
	情状が特に重い	500万元以上	250万元以上500万元未満
	国の利益に特に重大な損害をもたらす	500万元以上(経済に損失をもたらす額)	規定なし
公務員の影響力の利用による収賄罪(388条の1)	収賄金額が比較的大きい	3万元以上20万元未満	1万元以上3万元未満
	収賄金額が巨額	20万元以上300万元未満	10万元以上20万元未満
	収賄金額が特に巨額	300万元以上	150万元以上300万元未満
公務員への影響力を有する者に対する贈賄罪(390条の1)	(通常の場合)	3万元以上	1万元以上3万元未満
	情状が重い	100万元以上500万元未満	50万元以上100万元未満
	国の利益に重大な損害をもたらす	100万元以上500万元未満(経済に損失をもたらす額)	規定なし
	情状が特に重い	500万元以上	250万元以上500万元未満
	国の利益に特に重大な損害をもたらす	500万元以上(経済に損失をもたらす額)	規定なし
	企業が贈賄した場合(390条の1第2項)	20万元以上	規定なし
非公務員の収賄罪(163条)	金額が比較的大きい	6万元以上40万元未満	規定なし
	金額が巨額	40万元以上	規定なし
非公務員に対する贈賄罪(164条)	金額が比較的大きい	6万元以上200万元未満	規定なし
	金額が巨額	200万元以上	規定なし

なお、従来の司法解釈等における旧金額基準の概要を紹介します。本司法解釈で金額基準が上記の通り引き上げられました。

- (i) 収賄罪(385条、386条) 原則として5000元以上(1999年規定参照)
- (ii) 贈賄罪(389条、390条) ①通常の場合:1万元以上、②情状が重い場合:原則として20万元以上100万元以下、③情状が特に重い場合:原則として100万元以上、等(2012年解釈参照)
- (iii) 非公務員の収賄罪(163条) 5000元以上(2010年規定参照)
- (iv) 非公務員に対する贈賄罪(164条) ①個人による場合:1万元以上、②企業等による場合:20万元以上(2010年規定参照)

なお、従来の司法解釈で示された贈収賄の罪に関する金額基準本のうち、司法解釈で改訂の対象とされていないもの(1999年規定に含まれる)を以下の通り表に整理します。

刑法の罪名(条文)	犯罪認定の金額基準(贈収賄の金額)	金額に一定の加重事由が加わる認定基準 ⁵
企業等による収賄罪(第387条)	10万元以上	8万元以上10万元未満
企業等に対する贈賄罪(第391条)	個人による場合:10万元以上 団体による場合:20万元以上	個人による場合:8万元以上10万元未満 団体による場合:10万元以上20万元未満
斡旋贈収賄罪(第392条)	個人による場合:2万元以上 団体による場合:20万元以上	個人による場合:1.6万元以上2万元未満 団体による場合:16万元以上20万元未満
企業等による贈賄罪(第393条)	20万元以上	10万元以上20万元未満

⁵ 1999年規定の四、附則(二)で、「未満」は当該数字の80%以上を指すとされていることに基づき計算した額。

2 贈賄の予備罪での処罰について

(1) 中国の予備罪に関する立法の経緯と実務動向

中国刑法は、ソ連刑法の影響のもと、犯罪の予備行為を原則として処罰できる総則的規定(22条、既遂犯に照らして軽きに従い処罰される)を置いており、刑法各則でも個別に予備罪の処罰規定があります(この点、日本では刑法各則で個別に予備罪の処罰規定があるのみです)。

実務上、かつては、予備犯に対して処罰を加えるのは故意殺人罪、強姦罪、強盗罪などの暴力犯罪に限っていましたが、近年は、その他の犯罪の予備犯についても、実行犯と一緒に処罰されるケースが増加しているとの指摘が見られます(例えば、被告人の複数の窃盗行為のうち、一部は窃盗罪の実行犯として、他の一部は窃盗罪の予備犯として処罰されるケース)。

(2) 贈賄罪の予備犯の処罰に関する裁判例

贈収賄行為についても、実務上、贈賄罪の予備犯を処罰した裁判例が見られます。具体的には、行為者が賄賂を提供する目的で金銭を用意したり、賄賂として提供される趣旨の金銭を預かったりしたが、贈賄の対象者である公務員等に渡されるには至らなかった(いわば贈賄の準備行為であり、贈賄罪は未成立)場合に、かかる行為を贈賄罪の予備犯として処罰するものです。日本に比べ処罰範囲が広いため注意を要します。

その背景には、中国政府の「反腐敗」運動の影響を受けた贈収賄行為の取締り・処罰の厳格化があると推測されます。以下、最近の裁判例を紹介します。

(i) 2015年の黒竜江省チチハル市建華区人民法院の判決:(2015)建刑初字第162号

被告人2名は、刑務所で懲役刑に服している者から、その仮釈放や減刑の便宜を図るように依頼され、贈賄のための金銭(80万元)を受領したものの、適当な公務員にコンタクトを取ることができず、受領した金員の一部を返還したという事案です。

判決では、公務員への贈賄行為のための条件を作出したものであり、斡旋贈収賄罪(刑法392条)の予備犯に該当すると判断した上で、被告人らが初犯であることや、自白して贈賄の金員を検察に引き渡したことを考慮し、刑事処罰を免除しました。

(ii) 2014年の四川省南充市順慶区人民法院の判決:(2014)順慶刑初字第88号

被告人が、公務員住宅建設プロジェクトの入札に関連し、それを落札しようとする建設会社から依頼を受けて、入札の専門家に対して贈賄を行おうとした事案(罪名は「非公務員に対する贈賄罪」(刑法164条))で、用意・提供された金銭(約61万元)のうち、贈賄の対象者に渡ったとの立証がない部分(6万元)について、「贈賄犯罪を実施するための意思連絡をし、予備行為をしたに止まり、犯罪の予備と認定される」と判示し、全体として執行猶予とする判決を下しました。

上記の事案では、賄賂提供の目的で金銭を用意したり預かったりしたが、その全部又は一部が贈賄の対象者に提供されなかったケースで、贈賄罪の予備犯と認定されていますが、単に予備罪のみを犯した場合は処罰を免除(刑罰の言い渡し自体がない)したり、複数の既遂行為と予備行為が存する場合には執行猶予(刑罰が課される)とする等、事案に応じて処分を軽くしている傾向がうかがわれます。

おわりに

中国の「反腐敗」運動は今後も継続されるようであり、日系企業としても、贈収賄の取締り・処罰の実務動向には引き続き注意が必要と思われます。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012年～2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より現職。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスグループ

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eapg@jurists.co.jp
URL: <http://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info@juristsoverseas.cn

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@juristsoverseas.cn